

議案第 23 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 改正条例の概要について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の公布により子ども・子育て支援法が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正しようとするもの。

2 条例改正の内容

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の公布により子ども・子育て支援法が改正されることに伴い、第 2 条第 2 号で定義している「保育認定こども」の引用箇所を「支援法第 30 条第 1 項」から「支援法第 29 条第 2 項」に改める。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日